

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

---

### （開催要領）

- 1 日時 平成30年2月28日（水）16:00～16:12
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

#### <WG委員>

座長	八田 達夫	アジア成長研究所所長 大阪大学名誉教授
座長代理	原 英史	株式会社政策工房代表取締役社長
委員	阿曾沼 元博	医療法人社団滉志会瀬田クリニックグループ代表
委員	中川 雅之	日本大学経済学部教授

#### <関係省庁>

佐藤 美幸	厚生労働省医政局医療経営支援課長
渡邊 由美子	厚生労働省医政局医療経営支援課課長補佐
武藤 慎吾	厚生労働省医政局医療経営支援課係長
馬上 拓也	厚生労働省医政局医療経営支援課係員

#### <事務局>

河村 正人	内閣府地方創生推進事務局長
岡本 直之	内閣府地方創生推進事務局次長
村上 敬亮	内閣府地方創生推進事務局審議官
小谷 敦	内閣府地方創生推進事務局参事官

### （議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 医療法人理事長要件について
- 3 閉会

- 
- 小谷参事官 医療法人の理事長要件につきまして、厚生労働省に来ていただいています。  
それでは、八田座長、よろしくお願いたします。
- 八田座長 お忙しいところお越いただき、ありがとうございます。  
では、御説明をよろしくお願いたします。
- 佐藤課長 厚生労働省の佐藤でございます。よろしくお願いたします。  
お手元にペーパーがございますが、前回、その御質問にあるとおり、医療法人の理事

長要件に関しまして、東京都の運用を認めていることについて、技術的助言との関係がどういうふうになるかということと、自治体独自の運用によって2年間の理事経験でも医療審の個別の意見聴取をせずに理事長就任が可能になっているのであって、その辺、特区で措置された事項はもう既に全国展開と同じではないかということの御質問でございました。

御存じのとおり、私どもは医療法人の非医師の理事長要件につきましては、昭和61年の通知におきまして、候補者の略歴でありますとか、理事会の構成等を総合的に勘案して、適切かつ安定的な法人運営を損なうおそれがないと認める場合には、あらかじめ医療審議会の意見を聴いた上で、都道府県知事の認可が行われるものであるという技術的助言を行っているところであります。

私どもといたしましては、この東京都の運用は、医療審議会の意見を聞いたものとみなせる意見については、事前に医療審議会に諮って定めていると聞いておりますし、当該類型につきましては、候補者の略歴でありますとか、理事会構成等を総合的に勘案するという、このことの確認が可能な基準になっている。

東京都の基準につきましては、医療審議会に意見を聞いたものとみなすというところにつきましては、(1)から(4)まであるわけですが、これにつきましては、過去の経営状況とか法人の運営状況、候補者の略歴等を組み合わせて、将来にわたって適切かつ安定的な法人運営を損なうおそれがないと判断するものと理解してございます。特に御質問にある(2)のところではありますが、そこに当該法人の理事は2年以上となつてございますけれども、理事経験2年以上に加えまして、過去2年の経営安定、法人運営適正によって判断をするというふうになっているものであります。

一方、国家戦略特区のほうは医療法人の運営の柔軟性を高めまして、国際的な経済活動の拠点の形成を促進する観点から、理事が2年以上、医療法人の理事として経験を有する者であるときに認可することを基本にしてございまして、これは運営の柔軟性を高めることが制度の趣旨である以上、技術的助言において求めている候補者の略歴等々について、法人運営を損なうおそれがないと認められることについて、一定の緩和をされていると理解してございます。

したがいまして、これと同様の内容を都道府県の運用基準ということにはならないのではないかと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○八田座長 ありがとうございます。

それでは、委員の方から、どうぞ。

○原座長代理 これは前回も申し上げたのですけれども、従来厚労省から伺っていたのは、昭和61年通知によって個別に医療審議会の意見を聴かなければいけないことになっていきますというように承っていて、そうであれば特例を作る必要がありますねとあって、国家戦略特区での特例措置を作りましたということでありました。

今御説明をいただいているように東京都の運用、つまり医療審議会の意見を聴いたもの

とみなして個別には聴かなくていいという制度を作ることが認められるのであれば、これは特区の特例措置は要らなかったということだと思いますので、これは昭和61年通知を直していただいて、こういった東京都の運用が認められるということがより明確になるように通知を書き直していただいて、特区の特例措置はなくす、全国展開したということによってよいのではないかと思います。

○佐藤課長 そのこのところは、特区のほうはあくまでも理事の2年の要件のみを基準としているわけですので、東京都のは見ていただくと分かりますけれども、決して2年のところだけではなくて、過去2年間の医療機関の経営安定とか、法人運営の適正も問われているわけなので、そこは特区の基準とは異なるものと認識をさせていただきます。

○原座長代理 いえ、違うところがあるという話を伺っているのではなくて、制度を作ることができるわけでしょう。東京都のような制度を自治体の判断で。自治体の判断でできることは特区法で特例措置を作る必要はないのです。

○佐藤課長 そのこのところはあくまでも先ほど申し上げたとおり、事前に医療審議会に諮って決めているところですので、基本的に医療審議会に諮っていると私どもは理解しています。

○原座長代理 だから個別の判断について医療審議会の意見を聴く必要があるのかどうか。それを外すのかどうかというところについては特例を設けるべき事項だと思いましたが、こういった東京都のような制度を作るときに、医療審議会に諮られるのは当たり前ではないですか。それはどこの自治体でもそうやって制度を作られたらいいと思います。

○渡邊課長補佐 担当補佐ですが、今の枠組みの中で特区法までの緩和はできない。技術的助言の範囲内ではできないということを申し上げておまして、ですので全国展開が既にできているということにはならないのではないかと考えているところです。

○原座長代理 できない部分はどこですか。

○渡邊課長補佐 メモの一番下のところで、2年以上医療法人の理事としての経験を有する者であるときには、基本的に認可をする。それのみをもってということが基本になっておまして、要するに非営利性等々については確認せよということは、通知上申し上げておりますけれども、その確認のレベルによって技術的助言で求めてきた適正かつ安定的な法人運営を将来に亘って損なうおそれがないというほどのレベルまで確認できているとは言えないと考えていますので、その間には一定の緩和というものがありまして、それを特区法上は措置しているところが特例であります。

○阿曾沼委員 条件の中で2年間の理事経験というのがありますね。他に経営状態の安定を評価する上で、例えば、3期連続赤字ではない等の条件を付して特区の仕組みを作っていると我々は理解しました。皆さんからの御指摘の中で、経営状態って重要ですよとおっしゃっておられたので。それは条件ではないのですか。そうでないと釈然としないなと思います。

もう一点は県知事、首長がやる気になって地域の審議会と話をしてアグリーを取ってし

まえば何だってできてしまうという話になりますね。条件をもっと緩和することだってできてしまうわけですね。

○渡邊課長補佐 そこはそうではないと思っけています。

○阿曾沼委員 そうではないと思いますが、そういうこともできてしまうとも解釈できますね。

○渡邊課長補佐 そこまで行くと技術的助言の範囲を超えているということで、厚労省から申し上げることになると思います。

○阿曾沼委員 この条例を東京都が作ったときに、厚労省は技術的助言はされたのですか。御相談があったり、事前の協議というのはあったのですか。

○渡邊課長補佐 一般的にこうした自治事務のものについて、自治体が運用を決めるときに、国の役所に逐一諮っているということは基本的にないと思いますので。

○阿曾沼委員 そうすると、今おっしゃったように、助言なしに条例を作り、この様な運用にしてしまう自治体は今後いくらかでも出てくる可能性がありますね。

○渡邊課長補佐 可能性としてはあるかと思いますが、今回のようにこうした形で私どもも東京都の基準を認知しましたので、そういう中で、今回東京都以外の全国の状況も確認させていただきましたが、そういう中では技術的助言の範囲に全て収まっているという理解をしているところです。

○中川委員 法律上の要請として特区法は2年の理事経験さえあればよくて、別に経営の安定とかは全然見なくていいということなのでしょう。

○佐藤課長 このとき特区の関係で、私どもで通知を出しているのは、2年以上、理事の間に担当している具体的業務であるとか、元々医療法人というのは非営利ということもありますので、利害関係者と関係がある営利法人との関与とか、その他この方がほかの法人の役職員と兼務をしているとか、そういうところについてはちゃんと見てくださいということで、東京都が決めている基準とは少し異なっています、先ほど中身の問題だとおっしゃられましたけれども、もっと厳密に申し上げると、あくまでも当該法人で理事をやった人というのが東京都の建付けになっています。ですから特区法は、別にその法人で理事をやったかやらないかみたいなことまでやっていなくて、緩和をしているというのが私どもの理解です。

○八田座長 次が控えているので、今の議論は平行線ということなのですが。

○原座長代理 無理矢理二つの制度を説明しようとするれば、という御説明を今日伺ったのだと思いますが、これで国家戦略特区の仕組みを使う人はいないと思いますから、それは全国展開したという整理をされる方向で是非御検討いただけるといいのではないかと。これは事務局と引き続きやっていただけたらよろしいと思います。

○八田座長 どうもありがとうございました。